

## 全豪地方自治体協会の総会で日本をPR

～姉妹都市交流の更なる発展と観光促進～

シドニー事務所

### 1 今年「日豪姉妹都市提携50周年」

6月16日から19日にかけてオーストラリアの首都キャンベラで開催された全豪地方自治体協会の総会に、クリアシドニーではブース出展を行い、姉妹自治体関係者など全豪の地方自治体関係者との連携強化や、シドニー事務所の活用についてのPRを行いました。

多くの姉妹自治体の関係者や、過去にクリア主催の幹部招へいセミナーで日本の自治体を訪問した方々が当ブースを訪問してくださり、「今年は日本の姉妹都市と、このような事業を企画している」、「現在は日本と姉妹交流はないが、経済的に日本の企業と連携しており、今後は姉妹提携を模索してみたい」といった声も聞かれました。

また、特段日本との交流がなくとも日本に興味があってブースを訪れた市長や議員の方とも良い関係を築くことができ、今後の日本の自治体の新たな連携先、様々な調査活動の依頼先を発見する良い機会にもなりました。

このようなオーストラリアの自治体との連携を通して、オーストラリアの自治体からクリアシドニーに対して日本の姉妹都市との交流事業等について相談を受けることも決して少なくありません。

また、今年1963年に奈良県の大和高田市とNSW州のリズモア市が日豪初の姉妹都市提携をしてから、50周年の記念の年となります。クリアシドニーでも例年実施しているクリアフォーラムのテーマを「姉妹都市」とするなど、日豪姉妹都市交流の更なる発展にお役立ちできればと考えています。

クリアフォーラムの詳細はこちら

<http://www.ilgc.org.au/ja/japan-australia-sister-cities-50th-anniversary-forum-2013-clair-forum/>

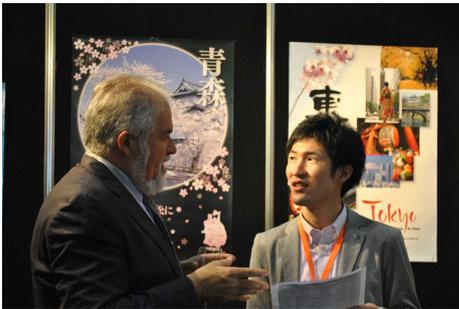


姉妹都市交流に関して意見交換



幹部招へいセミナーの参加者と

## 2 今年「日豪観光交流年」～日本の観光をPR～



日本の観光をPR

日豪姉妹都市交流の 50 周年を迎え、更なる交流の促進を図るために、日豪では 2013 年を「日豪観光交流年」に設定し、両国間の観光促進を図っています。

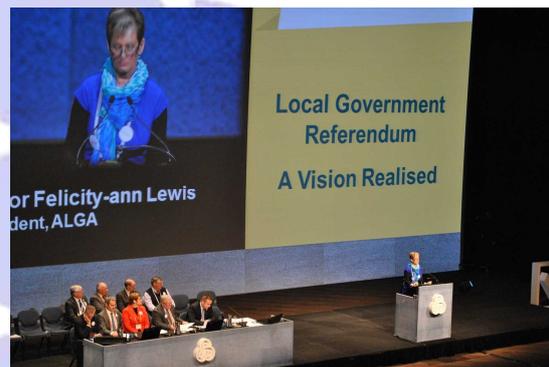
クレアシドニーでは、地方自治体から寄せられたパンフレットやグッズなどを用いて、観光のPRを行いました。「桜の時期に日本に行ってみよう」「北海道と長野以外でスキーができる場所はあるか?」「一番お勧めの時期はいつか?」といった質問が寄せられたほか、自治体から寄せられた「折り紙」「あぶらとり紙」「ブックマーク」などのグッズも大変興味を持っていただき、たくさんの方が持ち帰られました。

## 3 総会のメインテーマは憲法第 96 条の改正

日本でも憲法第 96 条の改正についての議論がありますが、オーストラリアでは偶然にも同じ憲法第 96 条の改正が今年の総選挙の際に国民投票にかけられる可能性が高まっています。

現行の連邦憲法第 96 条では、連邦政府から州政府への財政支援について規定されていますが、そこに「地方自治体」という文言を加えるという改正案です。

なぜかという、オーストラリアの地方自治体は、各州の憲法や州地方自治体法によって位置付けられており、連邦憲法には地方自治体に関する規定は一切おかれていません(日本国憲法では第 8 章に地方自治の規定があります)。しかし、実態としては連邦政府が直接的に地方自治体に財政支援を行っており、これが最高裁の判決で憲法上の疑義があるとされているのです。地方自治体としては、今後の継続的な財政支援を受けるためにも連邦憲法上にしっかりと「連邦政府から地方自治体への財政支援が可能である」ということを明記したいのであり、連邦憲法第 96 条の改正は地方自治体の悲願ともいえます。

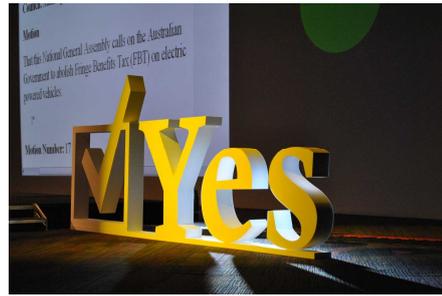


憲法改正の広報戦略を訴える!

## 4 オーストラリアの憲法改正

オーストラリアでは連邦政府樹立(1901 年)以降、過去に 44 度の連邦憲法改正の提案がありましたが、実際に可決されたのは 8 回だけとなっています。連邦憲法改正のためには、基本的には両院で総議員の過半数の賛成で発議することができ、その後

国民投票にかけられます。国民投票で可決されるためには、オーストラリア国内での有権者の過半数の賛成に加えて、州の過半数の賛成（国民投票の州内での結果で賛成か反対かを決めます。6州あるので、4州の賛成が必要です）が必要になります。過去には、国民の過半数の賛成を獲得しながら、州の過半数の賛成を得られず否決されたということもありました。



憲法改正で“Y e s”と書こう！

## 5 オーストラリアの地方自治体

今回出席した中で日本の行政構造における地方自治体の位置付けについて聞かれることもありました。オーストラリアでは歴史的に植民地政府が州政府に移行し、その後に連邦政府を樹立したという背景を持っていることから、多くの権限が州政府にあり、地方自治体の役割は限定され、位置付けとしても州憲法や州地方自治法上の「創造物」となっているのが実情です。地方自治体の意思とは反して、州主導の地方自治体の合併ということも過去には見られたことです。

今年度、連邦政府では連邦憲法改正の広報のために 1,160 万豪ドル（約 11 億円）の予算を確保しています。地方自治体の悲願達成のための今後の広報活動にもますます目が離せない状況が続きそうです。

(迫田所長補佐 北海道鹿追町派遣)

CLAIR